

資料 1

令和5年8月3日
議会運営委員会
議会担当

組合議会の新型コロナウイルス対策の変更について

1 変更の理由

組合議会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策を講じてまいりましたが、本年5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に引下げられたことから、対策を変更しようとするもの。

2 実施中の新型コロナウイルス対策

項目	今後の対応(案)	備考
議場扉の開放	開放しない	
議場内の簡易衝立の設置	設置しない	
消毒液の設置	引き続き設置する	
傍聴者の人数制限	制限しない	傍聴規則上の定員 17人とする。
委員会の議場での開催	引き続き議場で開催する	

3 変更時期

令和5年8月議会臨時会から

資料 2

令和5年8月3日
議会運営委員会
議 会 担 当

鳥取県東部及び中部の採決方法等の状況について

1 採決方法

区 分	鳥取県西部広域 行政管理組合	鳥取中部ふるさと 広域連合	鳥取県東部広域 行政管理組合
本会議	簡易表決	簡易表決	電子表決システム(賛成・反対のボタンを押す方法)
委員会	簡易表決	簡易表決	挙手による表決

2 議会運営委員会の開催日程及び議案説明の実施状況

区 分	鳥取県西部広域 行政管理組合	鳥取中部ふるさと 広域連合	鳥取県東部広域 行政管理組合
開催日程	本会議当日	・定例会:本会議の2～3週間前 ・臨時会:当日開催が多い	概ね本会議の7日前
議案説明	なし	実施	実施